

# 税制改正について

主税局総務課税制企画室長 住澤 整

平成17年度税制改正に関しては、昨年11月25日に政府税制調査会において「平成17年度の税制改正に関する答申」、12月17日に与党において「平成17年度税制改正大綱」がとりまとめられた。続いて本年1月17日には「平成17年度税制改正の要綱」が閣議決定され、現在、国会において、この要綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律案」の審議が行われている。

17年度改正にあたっては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、幅広い議論が行われたところである。以下、改正案の概要を述べることにする。なお、文中、意見等にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

(注)平成17年度税制改正案の関連資料は財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp>) に掲載されている。

## 1. 平成17年度税制改正案の基本的考え方

近年、わが国においては、産業再生と不良債権処理をはじめとした構造改革の推進により、企業部門の有利子負債がバブル崩壊後最低の水準にまで低下するなど、民間経済の体質強化が実現されつつある。他方、財政は、バブル崩壊

後以降の大規模な景気対策の実施もあり、長期債務残高が累増し、先進国中最悪の状況にある。こうした中、わが国の税負担は、累次の減税によって諸外国と比べても極めて低い水準にあり、国税収入の歳出総額に占める割合は辛うじて5割を上回る程度にすぎず、巨額の公債発行が続いている。このような危機的な財政状況を放置すれば、その持続可能性に対する信認低下を背景とした金利上昇により、金融市場の機能、ひいては経済全体の健全な発展が阻害されることとなりかねない。

こうした認識の下、政府税制調査会の「平成17年度の税制改正に関する答申」においては、

- ・財政に対する国民や市場からの信認を高め、持続的な経済成長を実現するためにも、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指し、歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていく必要がある。
- ・財政再建への取組みが遅れるほど、財政破綻を避けるために必要となる歳出削減や税負担増の規模は大きくなるので、財政が経済の足枷となる事態を避けるため、問題を先送りすることなく、できる限り平準化された形で、着実に財政健全化を進めることが必要であり、このような取組みを明確な道筋に沿って進めることは、財政赤字に起因する国民の将来不安を払拭し、活力ある経済社会を構築するた

めには不可欠である。  
との指摘がなされた。

こうした指摘を踏まえ、平成17年度改正においては、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を2分の1に縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置を講ずることとしている。

これらの改正による平成17年度の国・地方合わせた増減収については、定率減税の縮減により1,850億円の増収となる一方、住宅税制の拡充等の政策税制による減収等もあり、全体で1,700億円程度の増収になると見込まれることから、平成17年度の経済に与える影響は限定的と考えられる（後掲「参考」参照）。

具体的な改正内容の概要は、以下のとおりである。

## 2. 平成17年度税制改正案の概要

### 1 個人所得課税

個人所得課税については、平成18年度税制改正において、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する上で、国・地方を通ずる抜本的見直しが必要となる。平成17年度改正においては、この抜本的見直しを展望しつつ、平成11年、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資するため、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として導入され、継続されてきた定率減税について、導入時と比較した経済状況の改善を踏まえ、その規模を2分の1に縮減することとしている。具体的には、所得税について、控除率を現行20%から10%に、控除限度額を現行25万円から12万5000円に、個人住民税の所得割額につ

いて、控除率を現行15%から7.5%に、控除限度額を現行4万円から2万円に縮減することとしている。

なお、平成17年度においては、本格的な税源移譲までの間の暫定的措置として、所得譲与税により平成16年度から実施した4,249億円を含む1兆1,159億円の税源移譲を実施することとしている。

### 2 住宅税制

住宅税制について、個々人がライフスタイルにあった住宅を選択できる環境を構築するため、良質な中古住宅の流通を促進する観点から、住宅ローン減税等の特例措置の適用上、地震に対する安全基準上必要な構造方法に関する技術的基準またはこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅については、築後経過年数に関する要件（非耐火住宅：築20年以内、耐火住宅：築25年以内）にかかわらず、制度の対象に加えることとしている。

### 3 金融・証券税制

金融・証券税制について、「貯蓄から投資へ」を促進するため、引き続き、金融所得に対する課税の一体化・簡素化に向けた取組みを進める。具体的には、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算結了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例を創設するとともに、先物取引に係る雑所得の課税の特例（20%申告分離課税）の適用対象に、金融先物取引による雑所得等を追加することとしている。

また、投資家の利便性を向上させるため、今後実施が予定されている株券のペーパーレス化も考慮し、自己が保管している上場株式等（いわゆるタンス株）について、平成17年4月以降も、実際の取得価額での特定口座への受け入れを可能にすることとしている。

## 4 国際課税

国際課税について、経済のグローバル化に対応するため、外国子会社合算税制に関し、国際的な企業活動の実態に対応した合理化を行うほか、国債の保有者層の拡大を図る観点から、非居住者・外国法人が保有する国債の非課税特例を受けるための手続きの簡素化を行うこととしている。また、国内不動産との権衡を図る観点から、不動産化体株式の譲渡益課税を導入するとともに、課税の適正化を図る観点から、非居住者・外国法人が組合を通じて事業譲渡類似株式の譲渡益を得る場合の課税要件の整備や非居住者・外国法人である組合員が民法組合等を通じて得る利益に対する源泉徴収制度の創設を行うこととしている。

## 5 中小企業関係税制

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、中小企業等基盤強化税制の適用対象の範囲を見直すなど、中小企業支援のための税制を整備するとともに、特定中小会社（ベンチャー企業）が発行した株式に係る譲渡益を2分の1に軽減する特例（エンジェル税制の一部）の適用期限を2年延長することとしている。

## 6 その他

その他、以下の改正等を講ずることとしている。

- ①特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）等への支援として、認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和とその申請書類等の簡素化を行うとともに、所得税の寄付金控除の限度額を総所得の25%から30%に上げる。
- ②企業の迅速な再建に向けた取組みの状況を踏まえ、企業再生に関する措置として、民事再生法等の法的整理及び一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、資

産の評価損益を計上する措置と期限切れ欠損金を優先控除する措置を一体的に講じる。これにより、資産売却による損失の実現を待たずに評価損計上が可能になるとともに、期限切れ欠損金を優先控除することにより、再建期間中に生ずる所得と相殺可能な青色欠損金が残るため、迅速な事業再生が可能になると考えられる。

- ③企業における人材育成の強化の取組みを支援するため、企業における教育訓練費が増加した場合に、その増加額の25%を法人税額から控除する制度の創設を行う。なお、中小企業については、人材育成の実態にも配慮し、教育訓練費総額の一定割合の税額控除を認める。
- ④適正な課税を担保するため、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の支払に関する証明書の添付等を義務付ける。

## 3. 今後の税制改革

人口減少社会の到来など、これまでになく転換期を迎える中、現下の危機的な財政状況を踏まえると、今後21世紀にわたり持続可能な公的部門を構築していくことが重要な課題である。こうした観点から、「あるべき税制」の構築に向けた抜本的改革は、国・地方のいわゆる三位一体の改革及び持続可能な社会保障制度の構築と整合性をとって行う必要があると、2010年代初頭のプライマリーバランス黒字化に取り組む上でも避けて通れない課題である。将来のわが国社会の基礎となる税制、社会保障、行財政のあるべき全体像を整合的に示し、明確な道筋に沿って改革を進めることで、国民の安心を確保しながら活力ある経済社会を構築していかねばならない。

こうした認識の下、政府税制調査会の「平成

17年度の税制改正に関する答申」においては、「あるべき税制」の具体化に向け、必要な公的サービスの費用を広く公平に分ち合うため、所得・消費・資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めつつ、全体として税負担水準の引上げを図ることが必要であり、個人所得課税の基幹税としての本来の機能（財源調達機能・所得再分配機能）を回復するとともに、消費税の税率を引き上げていくことが今後の税体系構築の基本となるとの指摘がなされた。

こうした中、これまでの与党税制改正大綱や先般閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望-2004年改定」等において、

- ・18年度において、いわゆる三位一体の改革の一環として所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する上で、国・地方を通ず

る個人所得課税の抜本的見直しを行う

- ・19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付などに要する費用の見直し等を踏まえつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する
- ・こうした道筋も踏まえ、経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権の推進と行革の推進、基礎的財政収支の改善等の視点に立ち、税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、平成18年度末までを目途に結論を得る

という向こう数年間の税制改革の道筋が示されており、今後、これらの方針に沿って、三位一体の改革や社会保障制度の見直しと併せ、税制改革の具体化に取り組んでいくことが求められている。

(参考) 平成17年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1 定率減税の縮減	12,520	1,850
2 住宅税制の拡充	△ 30	△ 30
3 社会経済情勢の変化への対応		
(1) 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の創設	△ 120	△ 60
(2) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	△ 50	△ 50
(3) その他	△ 40	0
計	△ 210	△ 110
4 その他		
(1) 寄付金控除の控除対象限度額の引上げ	△ 10	△ 10
(2) その他	20	10
計	10	0
小計	12,290	1,710
5 所得譲与税による税源移譲	△ 6,910	△ 6,910
一般会計分計	5,380	△ 5,200

- (注) 1. 上表の計数については、10億円未満四捨五入によっている。  
 2. 平成17年度の所得譲与税による交付税及び譲与税配付金特別会計への組入見込額は、11,159億円（平成16年度譲与分4,249億円と平成17年度追加分6,910億円の合計）である。  
 3. 平成17年度の税制改正による地方税の初年度増減収額は、22億円の減収と見込まれている。